

住宅用家屋証明(申請)書の必要書類

<p>施行令第41条 新築住宅</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築確認通知書または検査済証 2. 登記事項証明書 (オンライン申請の時は、登記申請書と登記完了証) 3. 住民票 ※未入居の場合は、 ①現在の住民票 ②居住申立書 ③現住居の賃貸借契約書(写)または、売買契約書等(写) 4. 特定認定長期優良住宅の場合は、認定申請書の副本及び認定通知書の写し 5. 認定低炭素住宅の場合は、認定申請書の副本及び認定通知書の写し
<p>施行令第41条 建築後未使用の住宅</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築確認通知書または検査済証 2. 登記事項証明書 (オンライン申請の時は、登記申請書と登記完了証) 3. 住民票 ※未入居の場合は、 ①現在の住民票 ②居住申立書 ③現住居の賃貸借契約書(写)または、売買契約書等(写) 4. 売買契約書または売渡証書等 5. 家屋未使用証明書(表示登記の申請者が発行) 6. 特定認定長期優良住宅の場合は、認定申請書の副本及び認定通知書の写し 7. 認定低炭素住宅の場合は、認定申請書の副本及び認定通知書の写し
<p>施行令第42条 建築後使用されたことのある住宅</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登記事項証明書 ※前所有者のわかるもの 2. 住民票 ※未入居の場合は、 ①現在の住民票 ②居住申立書 ③現住居の賃貸借契約書(写)または、売買契約書等(写) 3. 売買契約書または売渡証書等 4. 昭和56年12月31日以前に建築された家屋の場合は、以下のいずれかの書類 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震基準適合証明書(家屋の取得の日前2年以内に家屋調査が終了しているものに限る。) ・住宅性能評価書の写し(家屋の取得の日前2年以内に耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)1～3と評価されたものに限る。) ・既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約に係る保険付保証明書(家屋の取得の日前2年以内に契約が締結されたものに限る。)

◎審査手数料 1,300円